

第 65 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和 4 年 1 2 月 2 7 日 (火)

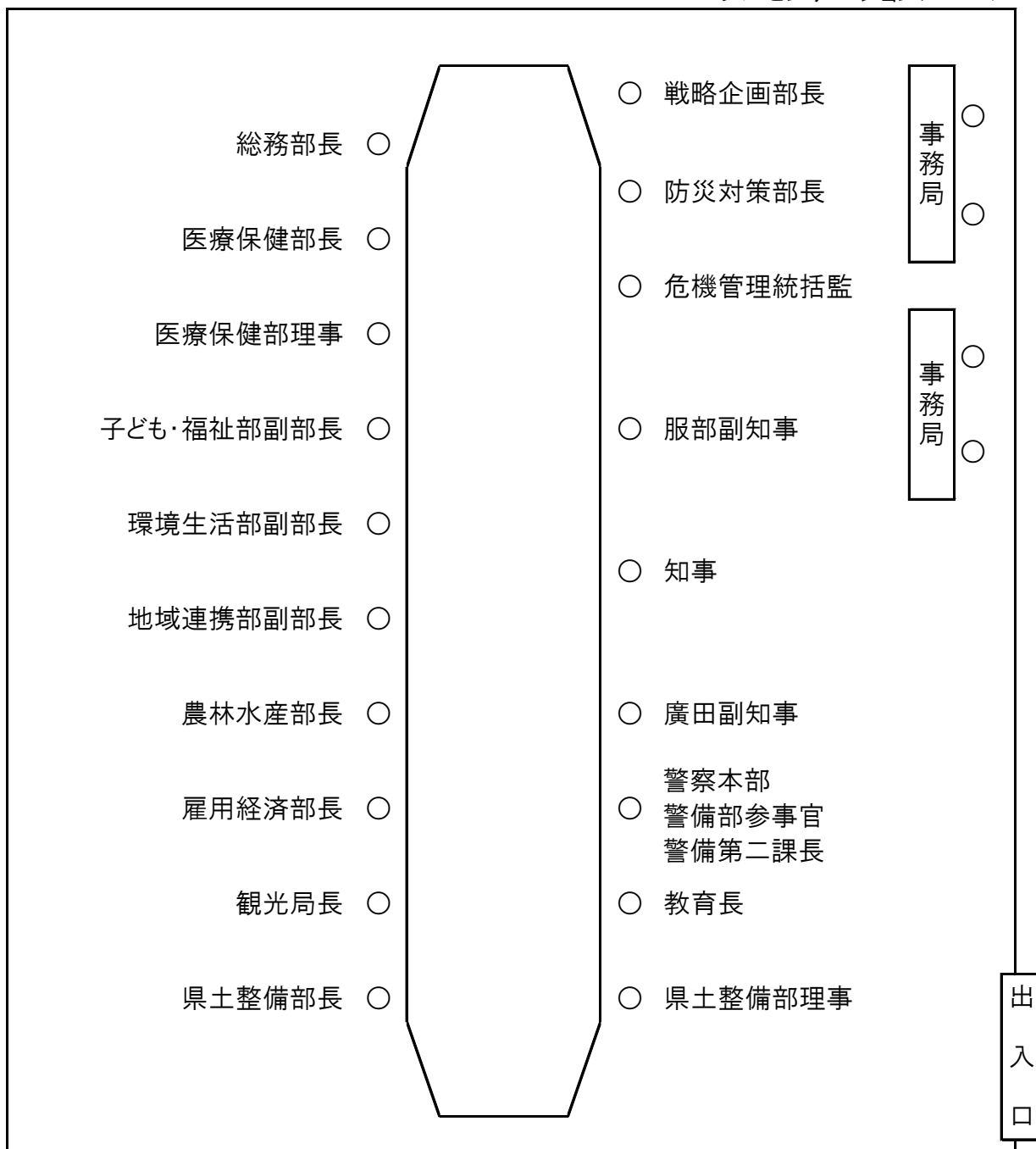
9 時 30 分～9 時 50 分

プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 17」
について
- 3 各部からの報告事項

第65回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議 座席表

令和4年12月27日(火)
プレゼンテーションルーム



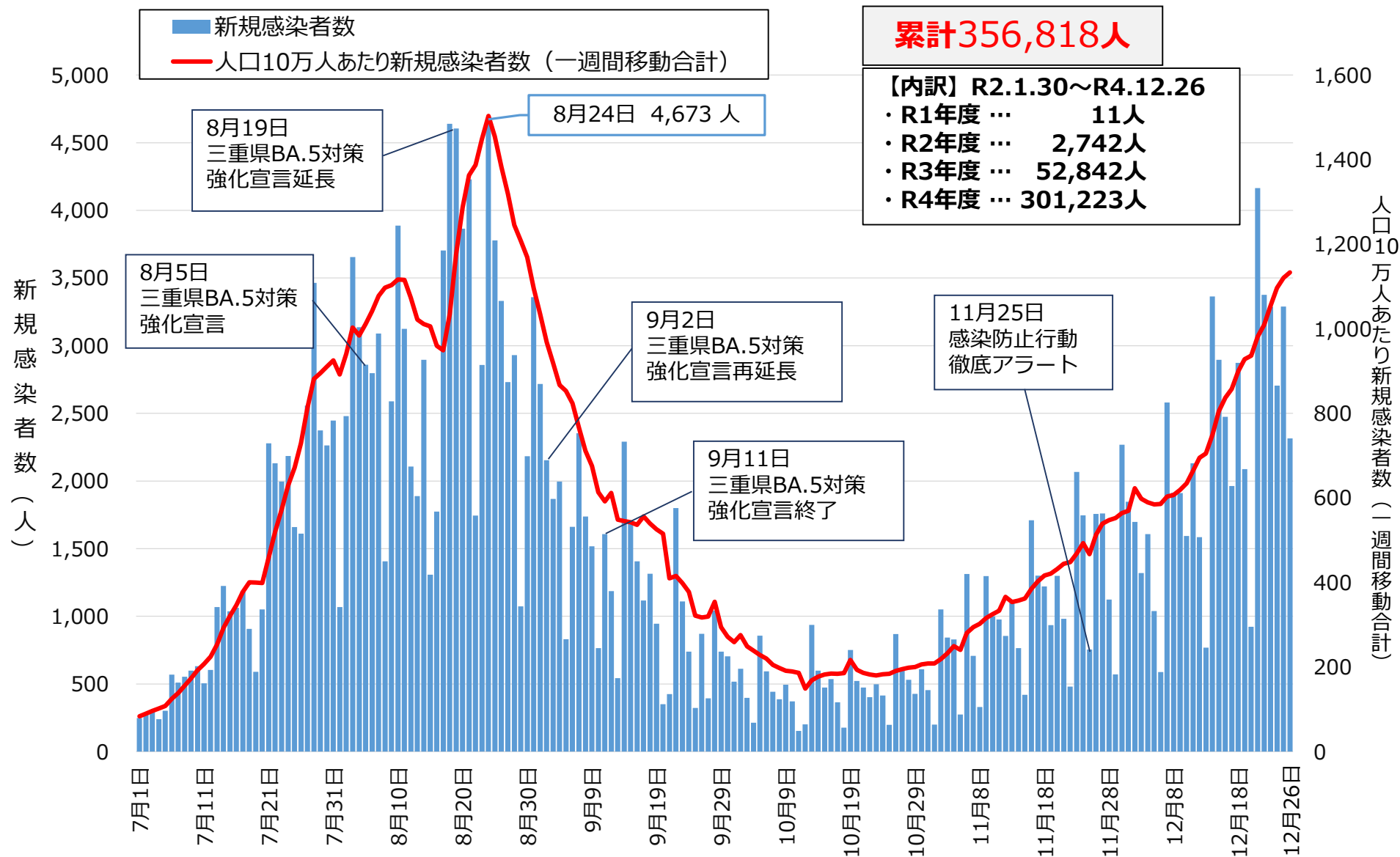
- 【オンライン参加】**
- ・廃棄物対策局長
 - ・スポーツ推進局長
 - ・南部地域活性化局長
 - ・デジタル社会推進局長
 - ・会計管理者兼出納局長
 - ・企業庁副庁長
 - ・病院事業庁長
 - ・四日市港管理組合経営企画部長
 - ・四日市市危機管理統括部長

新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況

R4.12.26時点

◆10月下旬以降増加傾向が続いている。



新規感染者数及び前週同曜日比の推移

上段：新規感染者数
 下段：前週同曜日比
 ※前週同曜日比増は、セル着色

	日	月	火	水	木	金	土	
11月	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	1,299 人 (1.18)	981 人 (1.28)	481 人 (1.15)	2,066 人 (1.21)	1,745 人 (1.34)	555 人 (0.45)	1,757 人 (1.88)	8,884 人 (1.19)
	27	28	29	30	12/1	12/2	12/3	週合計
	1,760 人 (1.35)	1,124 人 (1.15)	571 人 (1.19)	2,268 人 (1.10)	1,846 人 (1.06)	1,697 人 (3.06)	1,320 人 (0.75)	10,586 人 (1.19)
12月	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	1,607 人 (0.91)	1,039 人 (0.92)	588 人 (1.03)	2,580 人 (1.14)	1,913 人 (1.04)	1,911 人 (1.13)	1,594 人 (1.21)	11,232 人 (1.06)
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	2,131 人 (1.33)	1,585 人 (1.53)	768 人 (1.31)	3,364 人 (1.30)	2,895 人 (1.51)	2,475 人 (1.30)	1,962 人 (1.23)	15,180 人 (1.35)
	18	19	20	21	22	23	24	週合計
	2,873 人 (1.35)	2,088 人 (1.32)	922 人 (1.20)	4,165 人 (1.24)	3,376 人 (1.17)	3,288 人 (1.33)	2,705 人 (1.38)	19,417 人 (1.28)
	25	26	27	28	29	30	31	週合計
	3,290 人 (1.15)	2,315 人 (1.11)	人	人	人	人	人	5,605 人

直近1週間 (R4.12.20~12.26)

・人口10万人あたり新規感染者数：1,133人

・前週1週間との比較：1.22倍

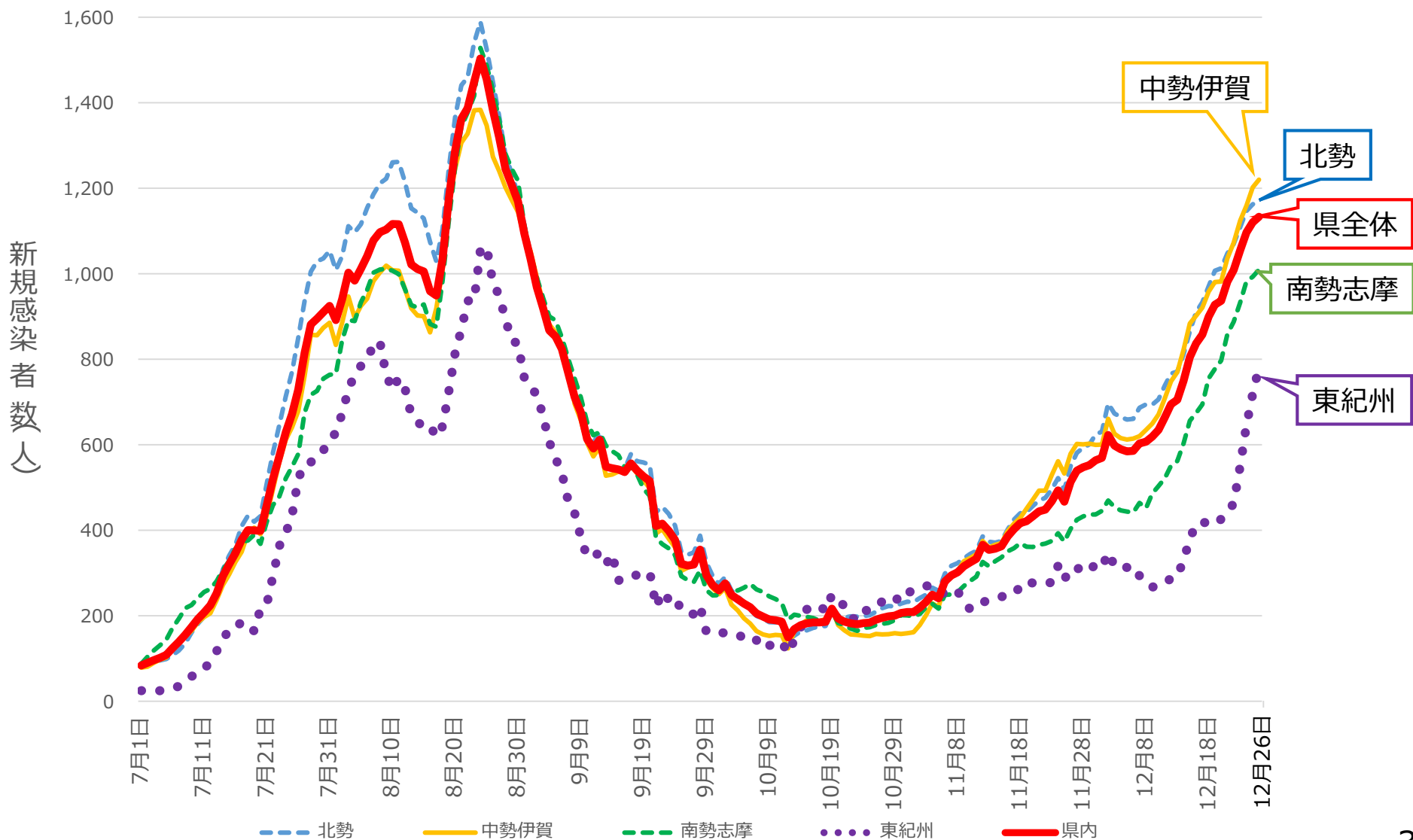
※直近1週間の新規感染者数合計：20,061人

前週の新規感染者数合計：16,425人

新規感染者数の推移（圏域別比較）

1週間移動平均対人口10万人
R4.7.1~12.26

◆各圏域とも増加傾向が続いている。

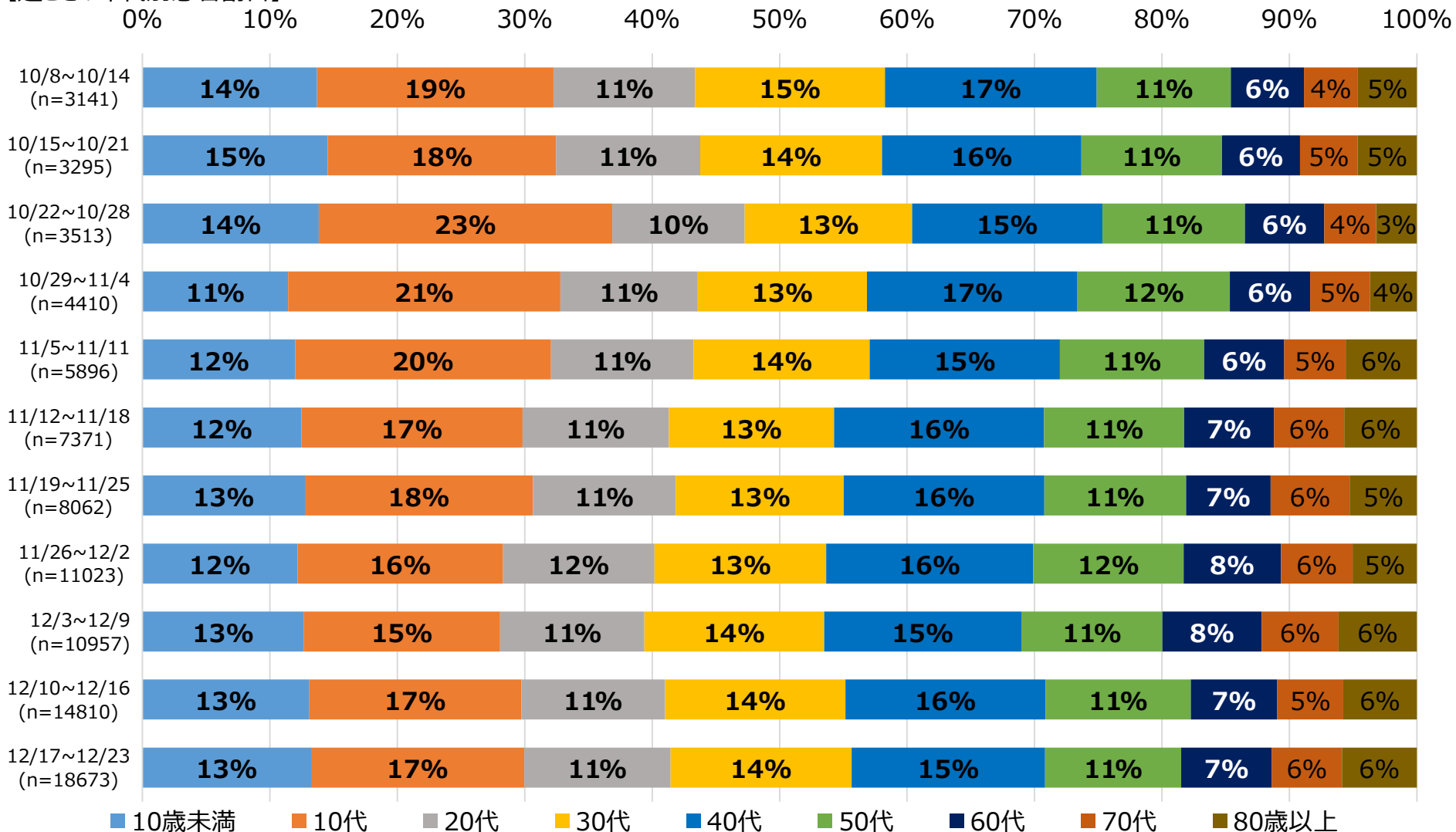


年代別割合

集計期間：R4.10.8～12.23

◆直近での年代別割合は各年代とも概ね横ばい傾向

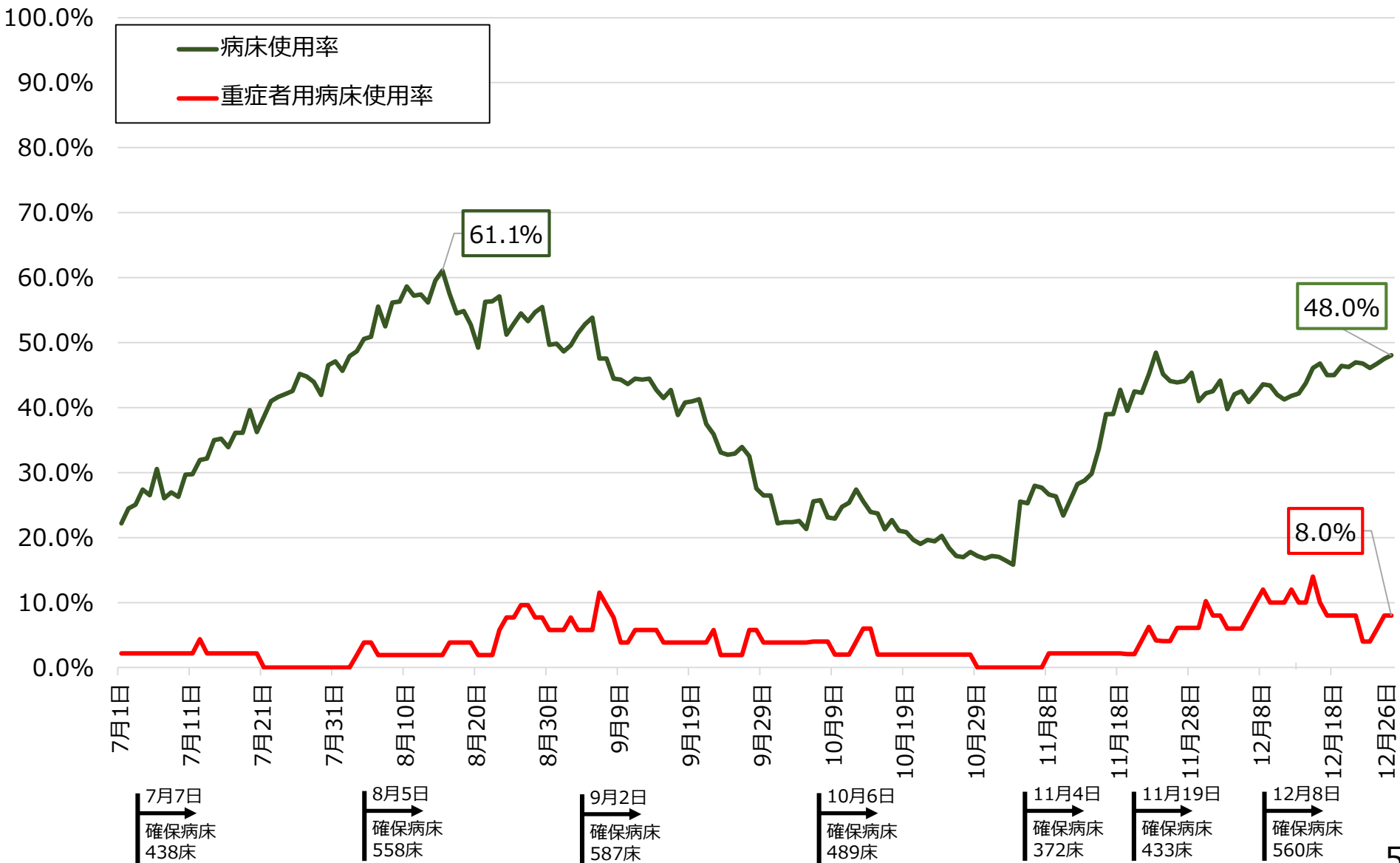
【週ごとの年代別患者割合】



入院等の状況

R4.12.26時点

◆病床使用率は**48.0%**、重症者用病床使用率は**8.0%**

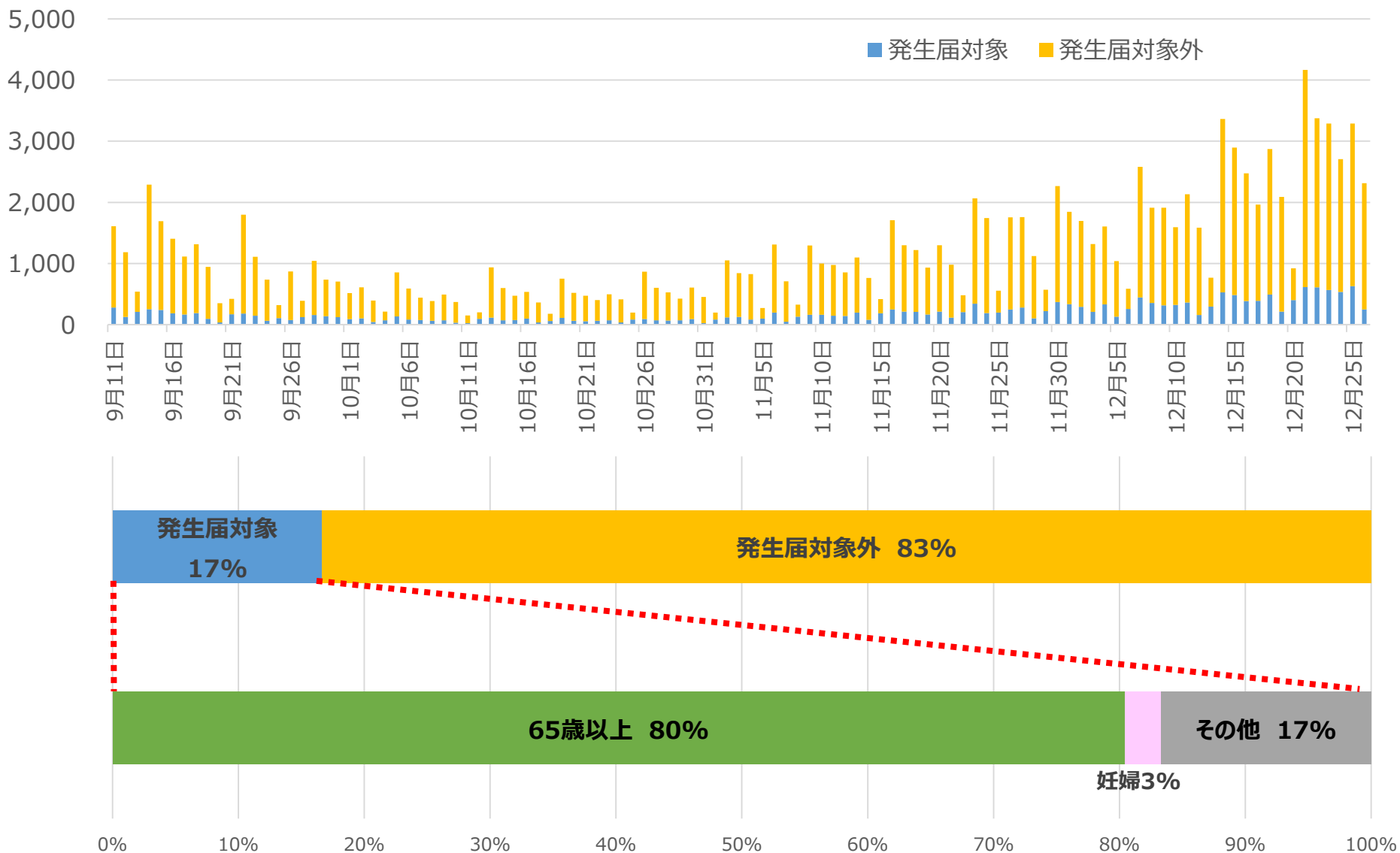


発生届限定化後の感染者数

集計期間：R4.9.11～12.26

※三重県ではR4.9.9より限定化実施

◆ 発生届の対象者は全体の**17%**、うち**80%**が65歳以上



クラスター発生状況

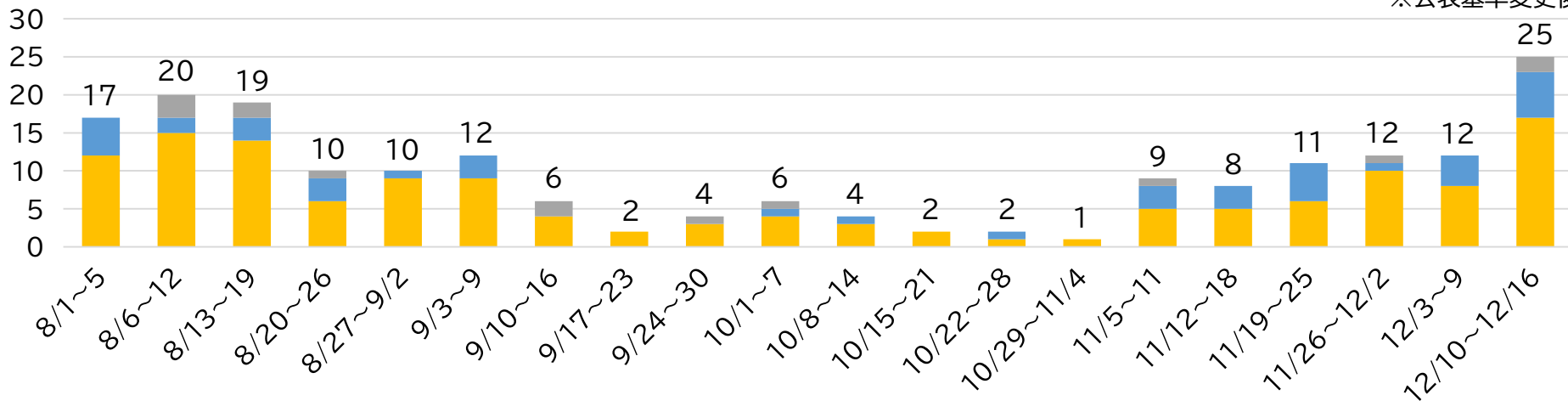
集計期間：R4.8.1~12.16

- ◆ 直近週のクラスター発生件数は、**8月以降最多となる25件**
- ◆ 8月（第7波）に比べ、直近4週のクラスター発生件数に占める**医療機関の割合は増加**

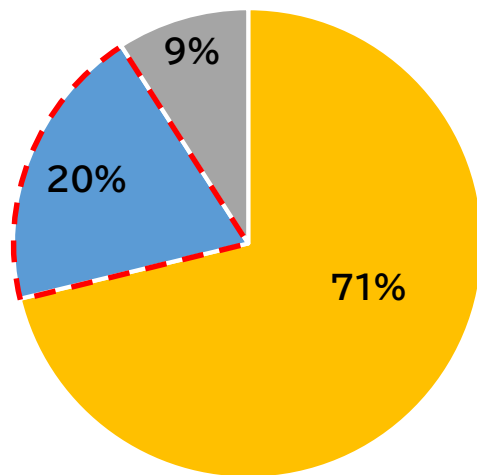
【クラスター発生状況※】

■ 高齢者施設 ■ 医療機関 ■ 障害者支援施設

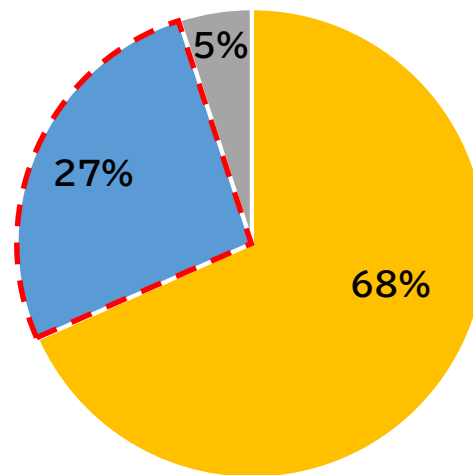
※公表基準変更後



【8/1~8/26】
クラスター発生件数：66件

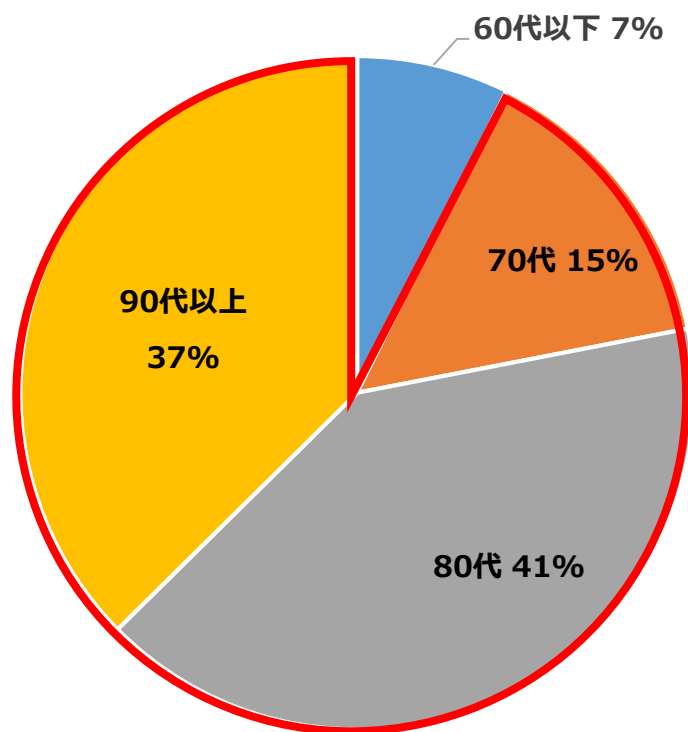


【11/19~12/16】
クラスター発生件数：60件

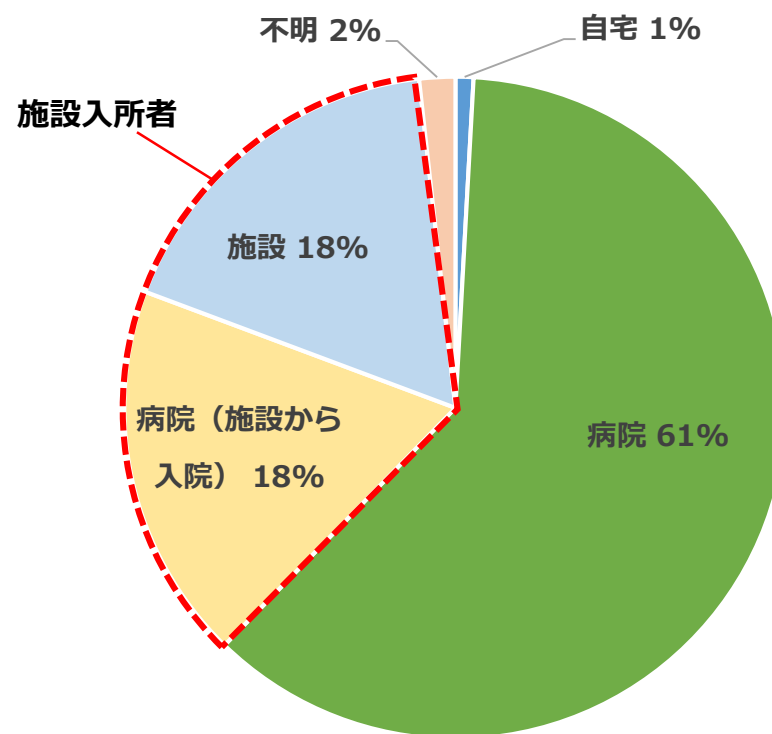


◆死亡者の93%が70代以上

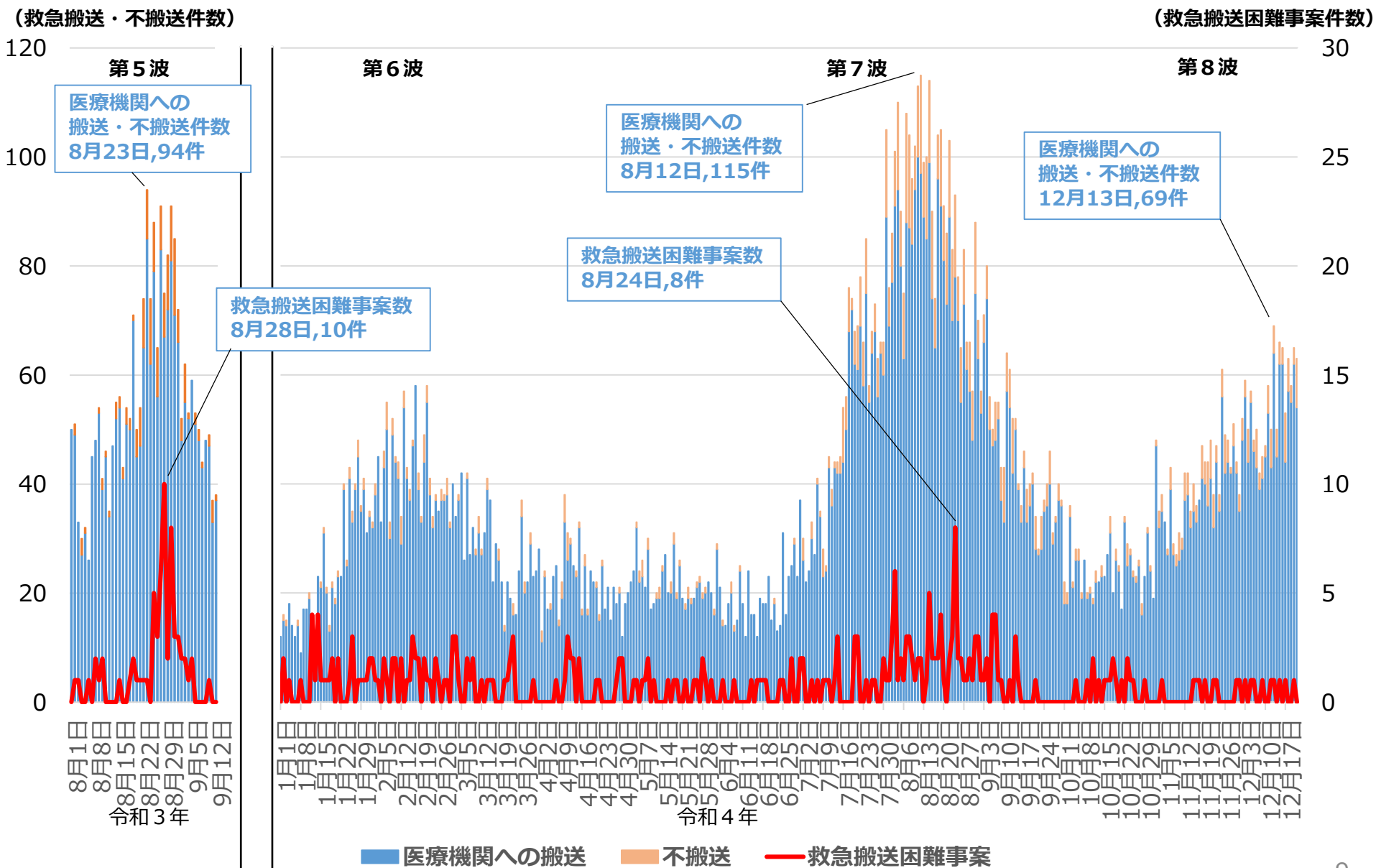
○年代別割合 (n=123)



○70代以上高齢者の死亡場所の内訳 (n=114)



コロナ・コロナ疑い患者の救急搬送件数の推移 (R4.1.1~R4.12.21)



※ 救急搬送困難事案：受入照会回数4回（4回目で搬送先医療機関が決定した事案）以上かつ現場到着から現場出発までの時間が30分以上の事案

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』ver. 17

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和4年12月27日

三重県

はじめに

令和4年6月下旬から9月にかけての感染拡大の第7波においては、過去最多を大きく超える感染者が発生しました。オミクロン株（BA.5系統）が主流となり、無症状や軽症の方が多く、重症化される方の割合は少なくなったものの、感染者数の大幅な増加に伴い、入院を必要とされる方や残念ながら亡くられる方も多数となりました。

9月以降、減少傾向にあった感染者数は10月末から徐々に増加をはじめ、第8波に入ったものと考えられます。12月以降、感染者数の増加とともに、入院者数も増加しており、インフルエンザとの同時流行の可能性も見据え、しっかりと対策をとらなければならない状況です。

政府において、オミクロン株への対応、インフルエンザとの同時流行に対応する形で基本的対処方針が変更されており、本県においても、今後の対策等も含め「三重県指針」を改定いたします。

重症化率や死亡率が低くなったとしても、感染される方が増加すると、入院を必要とされる方や亡くられる方も増加します。県としても、医療提供体制の確保をはじめ引き続き対策に取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましても、ワクチン接種機会の積極的な活用、換気やマスク着用など場面に応じた感染防止対策の徹底などにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年12月27日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ¹

(1) 感染防止対策の考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保（2m程度）することが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、咳やくしゃみ、会話等の際に排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

○マスクの着用の考え方については、以下のとおりです

	人との距離の確保ができる (2m以上を目安)		人との距離の確保ができない	
	屋内※1	屋外	屋内※1	屋外
会話を行う	着用推奨※2	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※2 十分な換気など対策を講じている場合はマスクを外すことも可能

- マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。
また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。
- なお、屋外で気温や湿度が高い場合は、熱中症予防の観点から、人との間隔を2m以上とるか、会話を行わず、マスクを外すことを推奨します。
- マスクの着脱については、本人の意に反し無理強いされるものではありません。各自で適切な感染防止対策となるよう対応をお願いします。
- 夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。

¹ 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。
（「2. 県外の皆様へ」を除く）

(2) 感染防止対策の徹底

- 「人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

- 同居家族以外と飲食をする場合は、場面に応じた感染防止対策をお願いします。
例えば、換気など対策の徹底された店舗の利用、座席の距離などに応じて食事中であっても会話をする際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」の実践、正面や真横は避けて座るといった対策をお願いします。
- 飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策の徹底をお願いします。周囲の方におかれましても、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合や病院などへ行く場合は、マスクの着用や検査を事前に受けるなど、特に感染防止対策をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。また、症状が軽く重症化リスクが低い方は、ご自身で購入される抗原定性検査キット²の利用も含め「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」の活用もお願いします。
- 体調不良時への備えとして、抗原定性検査キットや、解熱鎮痛剤、体温計に加え、日持ちする食料（5～7日分）などの生活必需品の事前準備をお願いします。
- 新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こうした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願いします。
- ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

² 「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示された国が承認したキット

○多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）

電話：080-3300-8077（平日及び日曜日 9:00～17:00）

○県外へ移動する際は、移動先の都道府県が呼び掛ける感染防止対策もご確認いただき、対策の実施をお願いいたします。

○訪問した施設等において「安心みえる LINE³」のQRコード⁴が掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

（3）飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

○県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』⁵」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。

※認証店舗はホームページに掲載しています。 <https://mieria.kankomie.or.jp/eat/>

2. 事業者の皆様へ

（1）感染防止対策の徹底

○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。

○集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。

○高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。そのため『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。

³ 「安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

⁴ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

⁵ 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

- 20歳未満の若い世代においても感染者が多く発生していますので、学校等においても、場面に応じた適切な感染防止対策をお願いします。
- 食事や休憩、職場への送迎バス、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。
- 社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
- 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
 - 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
 - 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(<https://www.covid19-info.jp/>)
 - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診や検査を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 集客施設等においては、「密」な状況とならないよう対策を講じるとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 式典や研修会等の行事を実施する場合は、基本的な感染防止対策をお願いします。
- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。
- 市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

○不特定多数の方が訪問される施設、店舗やイベントにおいては「安心みえる LINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。

(2) 感染防止対策にかかる認証制度等の活用

○飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心 おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

3. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 治療にあたっている医療従事者、県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報⁶をご確認ください。

⁶ みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト <https://covid19-vaccine.mie.jp/>
厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html など

○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- 三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500
9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- 法務省（みんなの人権110番） 電話:0570-003-110
8:30～17:15 ※平日



たとえウイルスに感染しても、
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に
三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

4. 感染状況のモニタリングと感染拡大時の対応

(1) 感染状況のモニタリング

〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、確保病床使用率、重症者用病床使用率、新規感染者数、入院患者数等についてモニタリングを行っています。

(2) 感染拡大時の対応

今後の感染拡大時には、次のいずれかにより対応します。

《オミクロン株が主流である間の対応》

感染しても入院が必要となる方の割合が少なく、急激な医療提供体制のひっ迫がみられない現状をふまえ、オミクロン株が主流である間については、以下のとおり対策を実施します。

① 感染防止行動徹底アラート

【基準】病床使用率 40%以上

(病床確保計画通常フェーズ3における病床数に対する使用率)

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

② 医療ひっ迫防止対策強化宣言

外来診療も含め医療提供体制に負荷が増加し、社会経済活動にも支障が生じ始めている状態となった際に発出

【基準】病床使用率 50%以上

上記の指標に加え、以下の事象の状況等をふまえ総合的に判断

保健医療の負荷の状況

・診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況

・救急搬送困難事例が急増

・医療従事者に欠勤者が多数発生、入院医療の負荷が高まる

社会経済活動の状況

・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

例) 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控える

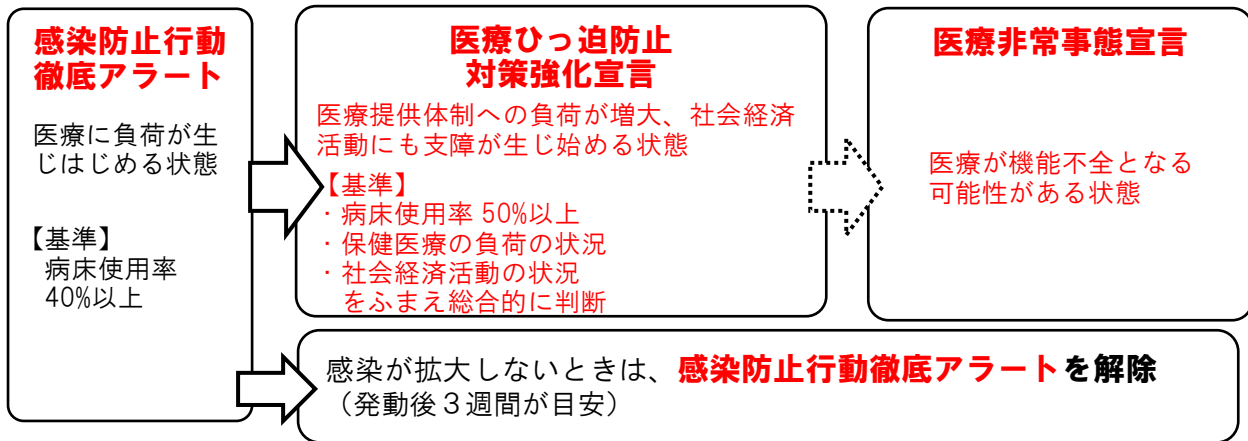
高齢者施設における検査の実施への協力要請 など

※併せて、政府に対し「医療ひっ迫防止対策強化地域」への指定を要請

さらに感染状況が悪化し、医療が機能不全となる可能性がある場合には、「医療非常事態宣言」を発出するとともに、政府に対し「医療非常事態地域」への指定を要請します。

(感染防止行動徹底アラートの解除について)

アラートの発動から約3週間後も医療ひっ迫防止対策強化宣言に移行しておらず、発出時より感染状況の改善がみられる場合は、感染防止行動徹底アラートを解除します。



《感染状況が大きく変化した場合の対応》

新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合などにおいては、早期に感染防止対策を実施することができるよう第6波までの対応と同様の基準により、以下のとおり対策を実施します。

① 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上

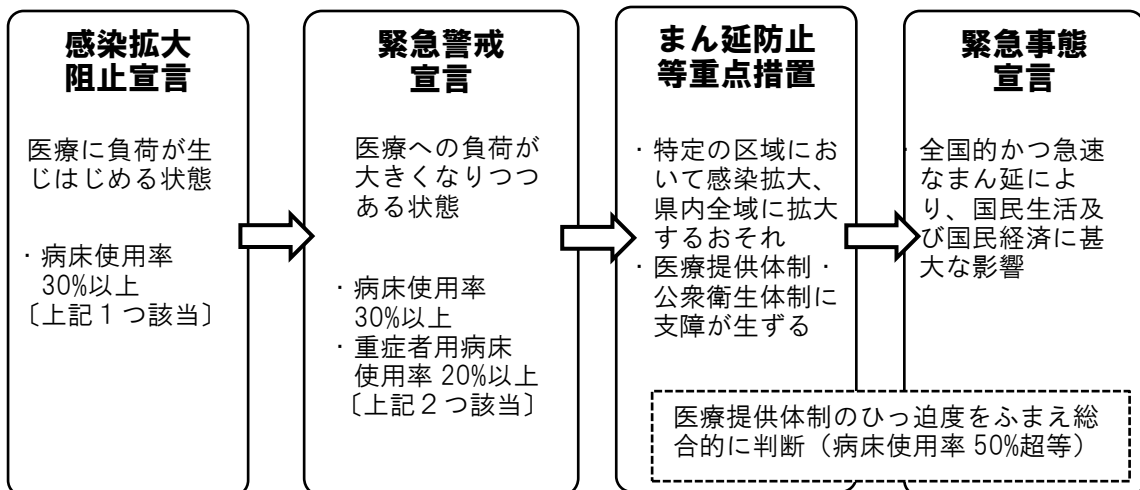
【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

② 三重県緊急警戒宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上
- ・重症者用病床使用率 20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など



新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

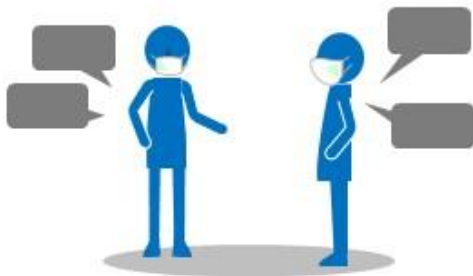
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするとき、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



(2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

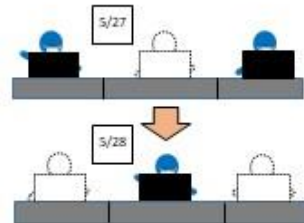
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

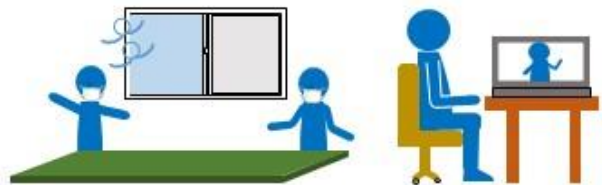


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気と マスク



三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間が長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わり**ると、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



参考資料3（事業所における感染防止対策）

以下は、事業所における感染防止対策の一例です。業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等も確認し、業種や施設の種別に応じた感染防止対策の実施をお願いします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は、内閣官房ホームページに掲載されています。
 (<https://corona.go.jp/>)

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	オンライン会議の活用
	密となるような行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染等の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の適切な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等
	オンライン会議の活用

上記の取組に加え、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中で、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話がほとんどない場合には、マスクをはずすことを推奨します。

●感染防止チェックシート
(飲食店用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部

(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- お客様同士のソーシャルディスタンスを確保します ※2m (最低1m以上) を確保
- 店内が混み合う場合は、利用者数を制限 (通常の半数以下) します
- 飲食物は利用者の正面に置きません
- 店内・使用物 (機器・座席等) の消毒を徹底します
- 店内の定期的な換気を徹底します
- 清掃時には、ドアを解放します
- 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

事業者名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部

(一般事業者用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
-
-
- 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部

●安心みえる LINE 掲示例

感染拡大防止の取組を支援し、
三重の安心を支えます

あんしん + 三重県 + みえる

安心みえる LINE

三重県LINE公式アカウント
【三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート】
が、皆様のもしもの時をサポートします。

施設利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順 **お知らせメッセージ**

① スマートフォンでQRコードを読み込む

② 三重県のLINE公式アカウントを未登録であればあなたに追加

※ 登録が完了したら、お名前と住所を登録してください。登録が完了すると、お名前と住所が登録された状態でメッセージが送られてきます。登録が完了しない限り、お名前と住所は登録されません。

※ 登録が完了したら、お名前と住所を登録してください。登録が完了すると、お名前と住所が登録された状態でメッセージが送られてきます。登録が完了しない限り、お名前と住所は登録されません。

施設、イベント名等

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

① 三重県が主催する施設、イベントの名称、住所、施設利用者を登録することはありません。
② 登録はLINEアプリの検索機能から行えます。
③ 業界団体が定める業種別の感染拡大予防ガイドラインの④から、「安心みえる」等に基づき自主的に定める感染拡大防止のためのマニュアル等 (感染防止マニュアル等) を参照してください。
④ 安心みえるは、三重県が主催する施設、イベントの名称、住所、施設利用者を登録するためのマスク付付録です。

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます)

【参考】令和4年11月11日政府新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された
オミクロン株対応の新レベル分類に対する本県における対応

—	目安となる 指標	事象		
	病床 使用率	感染状況	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況
レベル1 感染 小康期	—	感染者は低 位で推移し ているか、 徐々に増加	・外来医療/入院医療ともに負荷は小 さい	—
レベル2 感染 拡大初期	30%以上 148床 /493床	感染者が急 速に増え始 める	・診療・検査医療機関の患者数が急増 し負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数が増加	職場の欠勤者が増加 し、業務継続に支障 を生じる事業者が出 始める
レベル3 医療負荷 増大期	50%以上 280床 /560床 重症病床使用 率も考慮	医療の負荷 を増大させ るような数 の感染者が 発生	・診療・検査医療機関、救急外来に多 くの患者が殺到、重症化リスクの高 い者がすぐに受診できない状況が 発生 ・救急搬送困難事例が急増 ・医療従事者にも欠勤者が多数発生 し、入院医療の負荷が高まる	職場で欠勤者が多数 発生し、業務継続が 困難になる事業者が 多数発生
レベル4 医療機能 不全期	80%以上 476床 /594床 重症病床使用 率も考慮	今冬の新型 コロナウイ ルス感染者 の想定を超 える膨大な 数の感染者 が発生	・膨大な数の感染者に診療・検査医療 機関や救急外来で対応しきれなく なり、一般外来にも患者が殺到 ・救急車を要請されても対応しきれ なくなり、通常医療も含めた外来医 療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・入院が必要な中等症Ⅱ・重症患者が 著しく増加 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と 相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに自宅療養中・施設内療 養中に死亡する者が多数発生 ・通常診療を大きく制限せざるを得 ない状況	欠勤者数が膨大な数 になり、社会インフ ラの維持にも支障が 生じる

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』【別冊】 イベントの開催基準等

1 適用期間

イベントの開催基準等は、令和4年12月27日（火）から当面の間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

2 イベント参加者の皆様へ

- イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコード¹の掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いいたします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、適切なマスク（不織布マスクを推奨）を正しく着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
※屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- イベント前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの低減を心がけてください。

3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(1) イベント開催の基準

ア 感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超）

※イベント全体が「大声あり」の場合は、後述「イ それ以外の場合」参照

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙1）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙2-1）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙1の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

¹ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

○「大声なし」のイベントの場合

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	100%以内 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

○同一イベントで「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	「大声あり」のエリア：50%以内 前後左右の座席間を1席空ける 収容定員がない場合は、最低1m空ける 「大声なし」のエリア：100%以内 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※(ア)(イ)の人数のいずれか少ない方を限度とします。

(注)「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとします。

(大声の具体例)

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など
(スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たりません。)

※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当します。

○具体的な手続は次のとおりです。

①「感染防止安全計画」の策定・提出

- ・別紙2-1「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。(県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。)その際、併せてイベントの概要がわかる計画書や会場図等(既存資料等)も提出してください。(後述するチェックリストの作成・公表は不要です。)

※それぞれの対策について、イベントの規模に対して妥当性や実効性があるかが判断できるよう、具体的な数量・頻度・箇所、実際に実行できる体制・運用ルール等について、計画に記載または資料を添付してください。

- ・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることがないようにしてください。

②「イベント結果報告書」の作成・提出

- ・イベントの終了後は別紙2-2「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。

- ・問題が発生（クラスター発生の可能性、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
 電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp
 9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、原則として感染防止安全計画を提出してください。

- (注) まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について
- ・三重県にまん延防止等重点措置が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は収容定員までとします。
 - ・三重県に緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は10,000人とします。
 - ・その場合でも、感染防止安全計画に「対象者全員検査」の実施計画を記載することにより、人数上限を収容定員までとすることができます。
 - ・対象者全員検査の実施計画を含まない感染防止安全計画について県の確認を受けたのち、三重県に緊急事態宣言が適用され、その期間中にイベントを開催することとなった場合は、必要に応じて対象者全員検査の実施計画を県へ提出してください。
 - ・感染状況を鑑み、対象者全員検査による人数上限の緩和を行わないことがありますのでご注意ください。

イ それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

○通常のイベントの場合（イベント全体が「大声なし」または「大声あり」の場合）

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
○収容定員 10,000 人超の場合 ⇒ 収容定員の 50% ○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	「大声なし」のイベント 100%以内 収容定員がない場合は、人と人が 触れ合わない程度の間隔を確保	「大声あり」のイベント 50%以内 収容定員がない場合は、十分な人と 人との間隔（最低 1 m）を確保

○同一イベントで「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
○収容定員 10,000 人超の場合 ⇒ 収容定員の 50% ○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	「大声あり」のエリア：50%以内 前後左右の座席間を 1 席空ける 収容定員がない場合は、最低 1m 空ける 「大声なし」のエリア：100%以内 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※ (ア) (イ) の人数のいずれか少ない方を限度とします。

※ 「大声」の定義は「ア 感染防止安全計画を策定する場合」の (注) と同様。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」(別紙 1) の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

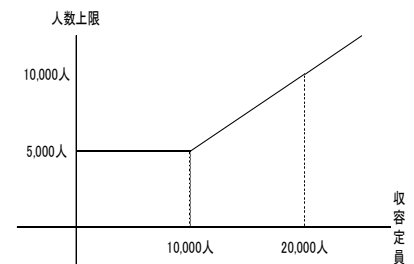
また、「感染防止対策チェックリスト」(別紙 3) を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から 1 年間保管してください。(原則として県への提出は必要ありません。)

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

(ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、「5,000 人または収容定員の 50%のいずれか多い方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ)の収容定員が設定されていない場合と同様とします。



(イ) 収容率の上限

大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

○「大声なし」のイベント (または「大声なし」のエリア)

別紙 1 の対策を徹底し、別紙 3 のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の 100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人が触れ合わない間隔を空けてください。

○「大声あり」のイベント (または「大声あり」のエリア)

別紙 1 の対策を徹底し、別紙 3 のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の 50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の 1 席は空けることとします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔 (最低 1m) を空けてください。
- ・大声ありのため参加人数を収容定員の 50%以内に抑える場合でも、大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策を行ってください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が 5,000

人以下の規模のイベントを開催するときは、別紙3のチェックリストを作成・公表してください。(原則として県への提出は必要ありません。)

- (注)まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について
- ・三重県にまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は5,000人とします。(収容率上限は変更ありません。)

(2) イベントにおける飲食について

- 別紙1の1.(1)感染経路に応じた感染対策(①~③)と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底を周知してください。
- 酒類を提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ対策や、問題発生時を想定した具体的な対応ルールを定めておいてください。

※入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握 をする場合のツールとして、「安心みえるLINE」をご利用いただけます。

(安心みえるLINE)

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm

別紙1 イベント開催等における必要な感染防止対策

基本的な感染防止対策	具体的な対策例 ※対策の例であり、必須の取組ではありません
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>*大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）</p> <p>*大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <hr/> <p>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <p>□ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。 ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p> <hr/> <p>○チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 ・座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 <p>○主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底</p>

基本的な感染防止対策	具体的な対策例 ※対策の例であり、必須の取組ではありません
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> <p>②エアロゾル感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 <ul style="list-style-type: none"> *必要な換気量（一人当たり換気量 30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） *機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で 2 方向の窓開け *機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70% *屋外開催は除く（控室などで屋内を使用する場合は必要） □ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 <p>③接触感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> □ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の設備に応じた換気 <ul style="list-style-type: none"> ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照 <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>④飲食時の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 上記（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）

基本的な感染防止対策	具体的な対策例 ※対策の例であり、必須の取組ではありません
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p> <p>⑥ 感染拡大防止策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起</p>	<p>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p> <p>○ 感染者が発生した旨の <u>ホームページ等を活用した</u> 参加者への迅速な周知</p> <p>○ 「安心みえるLINE」等 <u>による参加者への注意喚起手法の確立</u></p>
<p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p>	
<p>⑦ 出演者やスタッフの感染対策</p> <p>□ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記 1. (1) 感染経路に応じた感染対策 (①～③) に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <p>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</u> ・ <u>舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</u> ・ <u>本番前後でのマスクの適切な着用</u> ・ <u>イベント前後を含めた1. (2) ④ 飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</u> <p>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

※上記に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」等に記載の三重県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守してください。

※「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、「具体的な対策例」を参考に、個々のイベントにおける感染防止対策が適切に実施できているかをチェックした「感染防止対策チェックリスト」をホームページ等で公表してください。

感染防止安全計画

1. 開催概要

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載してください。)	
出演者・ チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載してください。)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを選択	大声なしで開催	
	<input type="checkbox"/> ①収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	<input type="checkbox"/> ③収容定員あり 大声なしのエリア : 100% 大声ありのエリア : 50%	<input type="checkbox"/> ④収容定員なし 大声なしのエリア : 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア : 十分な人と人との間隔 (最低 1 m)
収容定員	〇〇, 〇〇〇人 (注)	—
参加人数	〇〇, 〇〇〇人 (注)	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域 : 人数上限10,000人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> 実施しない	
その他 特記事項		

(*) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

(注) 収容率 (上限) において、③または④を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

2. 具体的な対策

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

① 飛沫感染対策

<チェック項目>

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
 - イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- （「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、）
- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
 - 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
 - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）
 - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整
 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底
 - 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
 - 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
- （「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、）
- チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底
 - イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底
 - 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売
 - 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底

③ 接触感染対策

<チェック項目>

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
- 距離の確保については、Ⅱ飛沫感染対策の対策例を参照

（記載欄）

- （1）○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
- （2）○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
- （3）○○○○○○○○○○○○○○○○
○○

⑤ イベント前の感染対策

<チェック項目>

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 体制構築の上、検温・検査の実施
- 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥ 感染拡大防止策

<チェック項目>

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 感染者が発生した旨の[ホームページ等を活用した](#)参加者への迅速な周知
- 「安心みえるLINE」等による参加者への注意喚起手法の確立

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者やスタッフの感染対策

<チェック項目>

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前記1.（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
 - 健康アプリの活用等による健康管理
 - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
 - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
 - 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
- 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
 - 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避
 - 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保
 - 本番前後でのマスクの適切な着用
 - イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
- ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○
○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○○
○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○○
○○

※提出時には、イベントのチラシや計画書・会場図等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限10,000人を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて（令和4年1月7日付け事務連絡）」、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日付け事務連絡）」及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について（令和3年11月19日付け事務連絡）」を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

イベント結果報告書

別紙 2 - 2

○イベントの情報

イベント名	
出演者、チーム等	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）	
主催者所在地（市区町村）	
主催者所在地（番地等）	
開催会場（名前）	
都道府県	三重県
都道府県コード	24
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
感染防止安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○**感染防止対策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止対策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

イベント開催時のチェックリスト

別紙 3

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報を記載してください。	
イベント名	(開催案内等の URL があれば記載してください。)	
出演者・チーム等	(多数のため取まらない場合 → 別途、一覧を作成してください。)	
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を作成してください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率(上限)	大声なしで開催	
	<input type="checkbox"/> ①収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	大声ありで開催	
	<input type="checkbox"/> ③収容定員あり 50%	<input type="checkbox"/> ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低 1 m)
いずれかを選択	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	<input type="checkbox"/> ⑤収容定員あり 大声なしのエリア：100% 大声ありのエリア：50%	<input type="checkbox"/> ⑥収容定員なし 大声なしのエリア： 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア： 十分な人と人との間隔(最低 1 m)
収容定員	○,○○○人 (注)	—
参加人数	○,○○○人 (注)	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤または⑥を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止対策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

① 飛沫感染対策	<ul style="list-style-type: none">□適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保（※）大声の定義を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊦反復・継続的に声を発すること」とする。「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、□大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保□大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施
② エアロゾル感染対策	<ul style="list-style-type: none">□機械換気による常時換気又は窓開け換気□適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
③ 接触感染対策	<ul style="list-style-type: none">□イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止対策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

(2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策	<input type="checkbox"/> 前項（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知
⑤ イベント前の 感染対策	<input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
⑥ 感染拡大防止策	<input type="checkbox"/> イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策	<input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項 1.（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施
-------------------------	--

上記に加え、「三重県指針」等に記載の三重県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。